

## 令和6年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方

## 1 一次審査《書類審査》

## (1) 採点方法

一次審査は、応募書類の内容を評価する書類審査とし、別紙1及び別紙2「青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準」に基づき、評価点を240点満点とし採点を行います。

## (配点と採点基準)

配点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
10点	10点	7点	5点	3点	0点

## (2) 留意事項

## ① 応募者が特定できる応募書類について

応募書類のうち、法人の沿革及び事業概要調書等については、採点に支障が生じない限りにおいて、応募者が特定されないよう書類を補正し採点します。

## ② 採点について

一次審査に当たっては、事前に青森市地域密着型サービス等運営審議会委員（以下「委員」という。）に送付した書類に基づき、仮採点を行います。

## ③ 委員が関連する法人から応募があった場合について

委員が関連する法人から応募があった場合は、審査の公平性、中立性を確保するため、当該委員は、審査から外れるものとします。

## ④ 選考について

評価点の平均が普通（120点）以上であるもののうちから、二次審査の対象事業者としてサービスの種類ごとに、5事業者を上限に選考します。

## (3) 応募者に対する通知

一次審査の結果は、応募者に文書で通知します。

なお、二次審査の対象事業者には、二次審査の実施日、実施予定時間、二次審査の方法等についてお知らせします。

## 2 二次審査《業務提案及び質疑応答》

### (1) 採点方法

二次審査は、業務提案（プレゼンテーション）及び質疑応答により評価し、採点を行います。二次審査の配点及び評価点は次のとおりです。

#### ① 業務提案（プレゼンテーション）について

##### ア 評価の視点

一次評価項目の選考基準の中から4項目又は5項目を評価の視点とします。

二次選考の対象となる応募者に対しては、予め評価の視点をお知らせしますので、評価の視点に沿った内容の業務提案（プレゼンテーション）を行っていただきます。

##### イ 配点及び採点基準

業務提案の配点は100点です。

100点を視点の数で除して評価の視点ごとの配点を求めます。

業務提案の内容について評価の視点ごとに評価し採点します。

採点基準は次の表のとおりです。

（視点ごとの配点と採点基準）

視点の数	配点/視点	採点基準				
		大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
4	25点	25点	19点	13点	6点	0点
5	20点	20点	15点	10点	5点	0点

#### ② 質疑応答

##### ア 質問事項

質問事項について委員が質問しますので、回答内容について評価します。

質問事項数は4～6とします。

なお、質問事項は応募者へ事前にお知らせしません。

##### イ 配点及び採点基準

質疑応答の配点は、質問事項数が4又は5の場合は100点、6の場合は120点です。

質疑応答の配点を質問事項の数で除して質問事項ごとの配点をします。

質疑応答の内容について質問事項ごとに評価し採点します。

採点基準は次の表のとおりです。

(質問ごとの配点と採点基準)

質問の数	配点/質問	採点基準				
		大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
4	25点	25点	19点	13点	6点	0点
5	20点	20点	15点	10点	5点	0点
6	20点	20点	15点	10点	5点	0点

## (2) 留意事項

### ① 二次審査の出席者について

二次審査の出席者は、事業を運営する同一法人の者3人以内とします。

### ② 業務提案の時間について

プレゼンテーション8分以内、質疑応答15分を基本としますが、二次審査の対象者数に応じて調整することがあります。

### ③ 提出する資料について

応募者が、業務提案のために提出する資料には、応募者を特定することができる固有名詞等は記載しないこととします。

### ④ 応募者名の非公開について

業務提案では、応募者が特定されないよう、事業者名や代表者名、二次審査出席者名を明らかにしないこととし、応募者番号により応募者を識別します。

### ⑤ 委員が関連する法人から応募があった場合について

委員が関連する法人から応募があった場合は、審査の公平性、中立性を確保するため、当該委員は、審査から外れるものとします。

### ⑥ 青森県介護サービス事業所認証評価制度について

青森県が、「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により適正な事業運営及び職員処遇等に取り組む介護サービス事業所として認証した事業者については、これを評価の参考の1つとします。

### ⑦ 選考について

二次審査において、業務提案と質疑応答の評価点の合計の平均が普通(100点又は110点)未満である応募者は、指定予定事業者の選考対象外とします。

## 3 指定予定事業者の選考

一次審査の評価点と二次審査の評価点の合計が上位の応募者から、各サービスの公募件数を上限に指定予定事業者を選考します。

その他、選考に当たって必要な事項は、青森市地域密着型サービス等運営審議会において決定します。

#### 4 辞退があった場合の選考について

##### ① 事業者の繰り上げについて

審査により選考された事業者が辞退したことにより、選考が無効となった場合は、評価点が普通以上の事業者の中から評価点が次点の事業者を繰り上げて選考したものとみなすことができるものとします。

##### ② 事前同意について

①により次点の事業者を繰り上げて選定する場合は、事前に当該事業者の同意を得ることとします。

## 青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、  
地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

	評価項目	配点
1	事業運営の基本理念について	10点
2	地域密着型サービス、地域包括ケアシステムについて	10点
3	本公募に応募した理由	10点
4	実績・経験について	10点
5	事業実施区域の特徴、ニーズの把握状況等について	10点
6	利用者の確保について	10点
7	利用者の意思、人格を尊重したサービス提供について	10点
8	利用者、家族のプライバシー等の情報管理について	10点
9	苦情・相談窓口について	10点
10	緊急時、事故発生時及び非常災害時の対応について	10点
11	衛生管理について	10点
12	虐待の防止、身体的拘束等の適正化について	10点
13	地域との連携、運営推進会議の設置、活用方法等について	10点
14	医療との連携について	10点
15	地域包括支援センター及び他のサービス事業者、関係機関との連携について	10点
16	人材確保、定着支援について	10点
17	介護現場における生産性の向上について	10点
18	職員の育成・接遇、研修制度・人事制度の内容、職員処遇・給与・福利厚生等について	10点
19	日常生活上の支援（入浴・食事・健康管理等への対応）について	10点
20	個別ケアについて	10点
21	ターミナルケアについて	10点
22	認知症ケアについて	10点
23	サービスの質の向上、独自の方策などについて	10点
24	安定したサービスの提供	10点
	合 計	240点

### 個別評価項目採点基準

配点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
10点	10点	7点	5点	3点	0点

## 青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

	評価項目	配点
1	事業運営の基本理念について	10点
2	地域密着型サービス、地域包括ケアシステムについて	10点
3	本公募に応募した理由	10点
4	実績・経歴について	10点
5	事業実施区域の特徴、ニーズの把握状況等について	10点
6	利用者の確保について	10点
7	利用者の意思、人格を尊重したサービス提供について	10点
8	利用者、家族のプライバシー等の情報管理について	10点
9	苦情・相談窓口について	10点
10	緊急時、事故発生時の対応について	10点
11	衛生管理について	10点
12	虐待の防止について	10点
13	地域との連携、介護・医療連携推進会議の設置、活用方法等について	10点
14	医療との連携について	10点
15	地域包括支援センター及び他のサービス事業者、関係機関との連携について	10点
16	人材確保、定着支援について	10点
17	職員の育成・接遇、研修制度・人事制度の内容、職員処遇・給与・福利厚生等について	10点
18	配置するオペレーターについて	10点
19	ICT等を活用した利用者情報の管理、確認手段及び通報における対応方法について	10点
20	定期巡回・随時対応型訪問介護看護で提供するサービスについて	10点
21	ターミナルケアについて	10点
22	認知症ケアについて	10点
23	サービスの質の向上、独自の方策などについて	10点
24	安定したサービスの提供	10点
合 計		240点

## 個別評価項目採点基準

配点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
10点	10点	7点	5点	3点	0点